

だい かい は ち お う じ し ゃ う が い し ゃ け い か く お よ し ゃ う が い ふ く し け い か く さ く て い い い ん かい ぎ じ ゃ う ろ く
第6回八王子市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会 議事要録

【日 時】 平成26年9月30日（火） 10:00～12:00

【会 場】 八王子市役所 8階 802会議室

【出席者】 松井委員、塚田委員、古島委員、八町委員、土居委員、
大須賀委員、我妻委員、杉浦委員、龍崎委員、山崎委員、須賀委員、
恒川委員、大澤委員、匹田委員、小林正生委員、小林ますみ委員、
今井委員

【傍聴者】 5名

1. 開会

2. 障害者計画第4章「施策の展開」について

事務局より、今後の計画策定委員会のスケジュールについての説明に続き、
障害者計画第4章「施策の展開」の「1. 安心して暮らせるまちづくり」「(1)
地域生活支援」「①日常生活支援」について、説明があった。

(山崎委員)

1点目は、日常生活支援に関して、ホームヘルプサービスや地域生活支援
拠点等について、聴覚障害者に対する対応についても記載してほしい。また、
手話通訳者がいても十分でない場合もあり、聴覚障害に対するきちんとした
知識を持った専門員が必要だと思う。2点目は、手話通訳協力者等派遣事業につ
いて、ニーズに合わせた養成を行っていくようにしてほしい。手話通訳には、手話
の技術だけでなく幅広い知識が必要となってくる。そのため、手話講習会で外部
講師を呼ぶ必要があるが、謝礼金が低いため来てもらえる人が限られてくる。
謝礼金についても見直しをしてもらいたい。3点目は、手話講習会に関する保健
福祉センターの対応の問題として、保健福祉センターが外部講師の個人情報
の載った書類を紛失した事例があった。きちんとした対応をすることが通訳者の養成
と技術の向上につながると思うので、市としてもきちんと指導してほしい。

じむきょく
(事務局)

日常生活支援のホームヘルプサービスや地域生活支援拠点等について、これらの施策の方向性の中には、聴覚障害者への丁寧な対応も含まれている。また、聴覚障害に限らず、個々の障害者の特性に配慮した対応を行うということで記載している。保健福祉センターでの手話講習会については、事業実施での課題として認識しており、事務局から館長に伝える。

どいいいん
(土居委員)

1点目は、「継続・推進します」や「継続して実施します」等の文言の使い分けについて、市としての考え方を示してほしい。本計画は3年という短い期間の計画であるため、抽象的な表現にとどまらず、優先順位を示すようなことがあってもよいと思う。2点目は、「ガイドヘルパー等派遣事業の拡充」について、現行計画の「支給条件等の緩和について検討します」という部分が今回削除されることとなったが、ガイドヘルパーの問題では、要件(通学・通勤等)や対象者(15歳以上等)、利用時間の算定方法(2か月単位等)等がある。アンケート調査の自由意見の中でも学齢児の利用に関する要望は多い。2009年の資料によると、多摩26市の中で15歳以上しか認めていないのは2市しかない。ガイドヘルパーについて、対象年齢の引き下げと、利用時間を繰り越せるなど算定の方法の変更について検討してほしい。

おおすかいいん
(大須賀委員)

ガイドヘルパーは社会参加のための大きな一歩であり、難病の方や一般就労している軽度の知的障害のある方(手帳を持っていない)等、支援を必要としているが対象となっていない制度の隙間にある人に対する対応も含めて、3年後に向けてどういった形がよいのか、自立支援協議会等で検討してほしい。また、一時保護施設については、「現状」において「精神障害者や医療ケアを必要とする重複障害者の受け入れ施設が少ない。」とあることから、八王子市内の医療機関との連携について記載してほしい。新計画の「施設内容」(案)に「グループホームなどに対して、一時保護施設としての機能をもたせるための働きかけを行います。」とあるが、単に働きかけを行うのではなく、グループホームも財政的に厳しいなか、どうしたら実現できるのか、課題を整理する必要がある。

軽度の方は単独型、重度の方は入所施設と併設している福祉型という住み分けなどの仕組みづくりが必要ではないか。3年後も同じ事を書くようなことがないようにしてほしい。

(事務局)

文言については、「継続します」は現在の事業規模で継続、「推進します」は拡充も考慮しての推進、「検討します」は前計画の中で検討しきれていない部分に関して引き続き検討、として整理している。ガイドヘルパー等については、事務局としても検討を重ねてきたが、財政的なことも含め、すべてをガイドヘルパーで対応することは難しく、国の基準等を鑑みても、事務局として支給条件等の緩和は難しいと判断した。本策定委員会での意見を踏まえて、ガイドヘルパー等については、松井委員長と事務局とで調整を行いたい。

(龍崎委員)

前回の策定委員会でのガイドヘルパーについての情報を持ち帰り、八王子視覚障害者福祉協会の理事会で報告した。ガイドヘルパーの時間の使い方については、4～5年前から市議会議員との懇談会の中でもお願いしてきた。例としては、夏は暑く行事も少ないが、秋は行事が多くなる等の事情があるため、利用時間を次の月等に繰り越すことができるようにしてほしい。

(事務局)

ガイドヘルパー等の自立支援給付は、基本的に月ごとの支給決定を行っているため、制度として利用時間を繰り越すという考え方がない。他の自治体では、繰り越しを認めているところもあるが、八王子市としては、必要に応じ支給時間を超えても支給決定を行っているため、月の支給時間を超えそうな場合は、個別に窓口で相談するという対応でお願いしたい。

(龍崎委員)

窓口で相談して、直ぐに返事をもらえるのか。視覚障害者にとって、移動に時間がかかるため、社会参加したくてもできず諦めてしまうといった現状がある。窓口で相談するにも同行援護を頼み日程を調整してとなると、窓口に行っても直

ぐ回答をもらえないということがあれば、その行事の参加に間に合わなくなって
しまう可能性がある。

(事務局)

早めに相談してもらおうことが一番だが、急いでいる旨をお伝えいただければ、
急いで支給決定を行う。

(山崎委員)

ガイドヘルパーについては、支給時間を超えた場合、事後報告でも認めるとい
うことは出来ないのか。また、来年度八王子市が中核市になるにあたり、盲ろう者
のガイドヘルパーや手話通訳等の派遣事業についても、八王子市が担うことにな
るという話を聞いた。その事については記載されていないが、どうなっているの
か。

(事務局)

盲ろう者に関しては、「手話通訳協力者等派遣事業の充実」の中の「地域にお
ける派遣体制をさらに整備・推進します。」という部分に含まれていると認識して
いる。

(山崎委員)

そういった考え方はそぐわないと思う。盲ろう者と一言に言っても、盲（視覚
障害）から聴覚障害を伴った場合と、ろう（聴覚障害）から視覚障害を伴
った場合等では、コミュニケーションの仕方が違って来る。単に手話通訳等に含ま
れるという認識ではなく、独立した事業として考えてもらいたい。

(事務局)

個々の障害者の特性について、何を独立した項目として記載するかについては、
事務局で持ち帰って調整をしたい。

(土居委員)

施策項目として、「ガイドヘルパー等派遣事業の拡充」の中に、地域生活支援

事業の移動支援と、障害福祉サービスの同行援護や重度脳性麻痺者等の介護人派遣事業等、複数の制度がまとまっている事で分かりにくくなっている部分もあるのではないかと。施策項目の整理の仕方について、内容で分けるのか制度で分けるのか等、今後検討してほしい。

まついいんちよう
(松井委員長)

「病院・施設等から地域への移行推進」における、新計画の「現状」(案)では「地域で暮らすための環境整備は進みつつあるが、十分ではなく、そこに定着できない人もいます。」となっているが、新計画の「施策内容」(案)では定着推進のための施策が入っていないため、これに対応した施策を補ってほしい。

つねかわいん
(恒川委員)

「リハビリテーション事業の充実」において、新計画の「施策内容」(案)の中に「脳性マヒ等のリハビリテーションの場を検討します。」とあるが、現状としてパーキンソン病等、少しずつ運動していかないと衰えていく方のリハビリをする場がないという問題がある。病気があると民間のスポーツセンターでは対応してもらえないため、専門の知識を有している方のもとで、毎日ちょっとした運動をできる場があれば、地域で長く暮らしていけるようになる。この書き方では、脳性マヒ等に限定されているように感じるため、幅広く障害や病気を持った方たちがリハビリテーションをできるような場を検討する、というような表現に変えてほしい。

じむきょく
(事務局)

指摘いただいた方向で修正したい。

おおすかいん
(大須賀委員)

「地域生活支援拠点等の整備」については、国の指針で「平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」となっている。新計画の「施策内容」(案)が「取り組みます。」では弱い。八王子市は来年度中核市に移行することからも、次期計画期間の3年間で一つの拠点をつくってもらいたい。

つかだ ぶくいんちよう
(塚田副委員長)

げんざい じりつしえんきようぎかい ちいきいかつしえんきよてんじぎよう
現在、自立支援協議会の地域移行部会のなかで、地域生活支援拠点事業につな
がるようなモデル事業を検討している。1か所等場所を限定するのではなく、
はちおうじし めんてきせいび かたち ばしよ げんてい
八王子市では面的整備といった形で、場所を限定しないネットワーク型の事業を
けんとう もんごん つよ ひと いじよう ばしよ
検討しているため、文言を強くするというのはよいが、一つ以上とすると場所に
げんてい
限定されてしまう。

じむきよく
(事務局)

くに ししん なか きよてん もう ちいき きのう ぶんたん めんてきせいびがた
国の指針の中でも「拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」
かんが はちおうじし ひかくてきしゃかいしげん おお きそん しゃかいしげん
も考えられる」とあり、八王子市は比較的社会資源が多いため、既存の社会資源
をつなげるような形でネットワークをつくる、ということを目指していきたい。
しょうらいてき
将来的には、ショートステイやグループホームが足りないという施設整備に関す
るもんたい で おも てん かん しせつせいび ほじよ しえん たいおう
問題も出てくるとは思うが、その点に関しては、施設整備の補助の支援で対応し
ていきたい。

おおすかいいん
(大須賀委員)

げんじつ さまざま ちんたい さくていいんかい なか ゆうせんじゅんい せいり
現実として様々な問題があるため、策定委員会の中で優先順位を整理してい
かなければならないと思う。ネットワーク整備によって、現実の利用者が生活し
じっかん はちおうじし し きかんそうだんしえん きのう にな
ずくなっていくという実感が無い。八王子市は市が基幹相談支援の機能を担っ
て つかんそうだんしえんじぎようしよ そうだんしえん ぶん きよてん ぐたいてき
ているが、基幹相談支援事業所がないため、相談支援も含めて拠点が無いと具体的
じれい かいけつ かん
事例が解決しないのではないかと感じている。

じむきよく しょうがいしゃけいかくたい しょう しさく てんかい あんしん く
事務局より障害者計画第4章「施策の展開」の「1. 安心して暮らせるまち
づくり」「(1) 地域生活支援」「②相談・情報提供」「③保健福祉サービス」に
ついて、せつめい
説明があった。

つかだ ぶくいんちよう
(塚田副委員長)

しょうがいしゃ たいさく い きんじよ か もの い
「障害者ひきこもり対策」について、トイレには行けるが近所の買い物には行
けないなど、せいどじょうたいしやう かた がいしゅつしゆだん いえ い
制度上対象とならない方の外出手段がなく、しかたなく家に居る
げんじやう せいど はさま がいしゅつ ひと げんじやう ちんたい
という現状がある。制度の狭間で外出できない人がいることを、現状の問題と
きさい
して記載してほしい。

やまざきいじん
(山崎委員)

そうだんしえんせんもんいん せいど はちおうじしどくじ おこな
相談支援専門員という制度は、八王子市独自で行っているものなのか。

じむきょく
(事務局)

そうだんしえんせんもんいん はちおうじしどくじ せいど とうきょうと せいど
相談支援専門員は八王子市独自の制度ではなく、東京都の制度となっている。

やまざきいじん
(山崎委員)

それぞれの障害種別に対応できる、専門知識を持った専門員が必要になる。
せんもんちしき せいど せいど せいど
専門知識がないため、手話通訳者がろう者の言っていることを読み取れないとい
う場合もある。聴覚障害と知的障害の重複障害の方の手話表現は大変
とくちょうてき せいど せいど せいど
特徴的であったりするため、それらを踏まえた上で、ろう者のことを把握してい
るろう者が手話通訳を務めるという場合もありえると思う。健全者の相談員だけ
でなく、同じ立場の障害者どうしの相談員等、幅広く考えてほしい。

どいじん
(土居委員)

1点目は、アンケート調査でも、サービス利用に関して困っていることについ
ての設問で「サービスに関する情報が少ない」という意見が多く、自由意見の中
でも同様な意見が述べられていた。こういったことから、行政の福祉サービス
の情報提供が不十分だという問題があるのではないかと。計画の施策の中に、
行政の福祉サービスの情報提供というものが必要なのではないかと。2点目は、
「医療連携の推進」における、新計画の「現状」(案)では「障害を理由に診て
もらえない場合がある。」という文言が削除されたが、アンケート調査や自立
支援協議会でも医療拒否の問題は出ているため、現状としては必要な項目ではな
いか。

じむきょく
(事務局)

行政サービスの発信の強化については記載する。「医療連携の推進」について
は、事務局案としては「地域の医療機関における障害理解や支援体制の構築が
十分でない」という文言の中に「障害を理由に診てもらえない場合がある。」も
含まれている、という意図になっている。

つかだ ぶんいんちよう
(塚田副委員長)

げんけいかく げんじょう しょうがい りゆう み ばあい ほう
現計画の「現状」にある「障害を理由に診てもらえない場合がある。」の方が
わ
分かりやすいため、新計画でも記載してもらいたい。

すが いいん
(須賀委員)

ほけんふくし きよてん せいび ほけんふくし じゅうじつ へんこう
「保健福祉サービス拠点の整備」は「保健福祉サービスの充実」に変更したと
りかい
いう理解でよいのか。

じむきょく
(事務局)

しんけいかく しさくこうもく ほけんふくし じゅうじつ
新計画の施策項目では「保健福祉サービスの充実」としている。

おおすか いいん
(大須賀委員)

いりょう せいび げんけいかく しさくないよう じゅうどしょうがいしゃ いりょう
「医療の整備」において、現計画の「施策内容」では「重度障害者の医療につ
いて」となっていたところが、新計画の「施策内容」(案)では「小児療育につ
いて」と変更されているが、何か意味があるのか。八王子市では、成人期の医療ケ
アを必要とする重度重複障害の方の医療体制が未だ十分とは言えず、施策とし
てどう考えているのか教えてほしい。

じむきょく
(事務局)

しんけいかく しさくないよう あん しょうにりょういく げんざい とりつしょうに
新計画の「施策内容」(案)で「小児療育について」としたのは、現在、都立小児
そうごういりょう たいいん こういしょう ひかくてきけいど かた ちいき ひ う
総合医療センターから退院される、後遺症が比較的軽度な方を地域で引き受けて
暮らしていくという事業を進めつつある。これが新しい事業としてできることか
ら、「小児療育について」という文言を入れさせてもらった。15歳以上の方につ
いては、げんじょう たいおう
現状のなかで対応していくことになる。

おおすか いいん
(大須賀委員)

じゅうどじゅうふくしょうがい いりょう ひつよう せいじんき かた しまだりょういく
重度重複障害で医療ケアを必要としている成人期の方にとって、島田療育セ
ンターはちおうじができたことにより、かなりの部分がカバーされているが、
げんじょう にゅういん きんきゅう たいおう とりつ た ま そうごういりょう い
現状では入院や緊急の対応ができないため、都立多摩総合医療センターまで行
かなければならないという問題がある。そういった現状を打破するため、地域の

いっほんびょういん れんけい できる し 組 み を つ く っ て い く ひつよう 必要 がある。ちいきりょうせいさくか 地域医療政策課と
しょうがいしゃふくしか どうじしゃ いっしょ けんとう 障害者福祉課と当事者が一緒に検討して欲しい。「じゅうどしょうがいしゃ いりょう
いて」という部分を残してもらわないと、しざく はず 施策から外されてしまったような印象
を受ける。

じむきょく
(事務局)

ひょうげん ほうほう ちょうせい おも 表現の方法は調整したいと思うが、そのようなかんが かなた きさい 考え方で記載していきたい。

じむきょく しょうがいしゃけいかくだい しょう しざく てんかい 安心して暮らせるまち
事務局より障害者計画第4章「施策の展開」の「1. 安心して暮らせるまち
づくり」「(1) ちいきせいかつしえん 地域生活支援」「④しょうがいじしえん 障害児支援」「⑤かぞくしえん 家族支援」について、せつめい
説明があった。

まついいいんちよう
(松井委員長)

しょうがいじ ほうかごかつどうしえん よ か し えん じゅうじつ 福祉サービスに
「障害児の放課後活動支援(余暇支援)の充実」において、「福祉サービ
ない余暇支援等の事業について検討します。」となっているが、じむきょく ぐたいてき
事務局では具体的に
よ か し えん とう じぎょう けんとう 具体的なイメージができないという はなし いいん なに ぐたいてき れいじ
イメージができないという話だった。委員から何か具体的な例示があるか。

やまざきいいいん
(山崎委員)

がっこう じゅぎょう お あと おとな しょう しゃ かなた
ろう学校の授業が終わった後に、大人のろう者の方とコミュニケーションをと
る場というものがある。はちおうじし にはがっこう 学校はないが、たちかわ がっこう かよ
八王子市にはろう学校はないが、立川ろう学校に通って
いる方がいると思うので、こういっただけのものも含めてもらえたらと思う。

ど いいいん
(土居委員)

ほうかごとう ほうかご しょうちゅうこうせい ゆた かつどう
放課後等デイサービスの中には余暇活動も含まれているのか。

ふるはたいいん
(古畑委員)

ほうかごとう ほうかご しょうちゅうこうせい ゆた かつどう
放課後等デイサービスは、放課後の小中高生の豊かな活動というものであり、
しえん なか よ か かつ どう ぶん
支援の中に余暇活動も含まれている。

おおすかいいいん
(大須賀委員)

ほうかごとう いがい れい
放課後等デイサービス以外の例としては、リトミックやプールやスポーツクラ

ブ、陶芸教室等がある。以前、支援学校でサタースクールというものもやっていた。学校のボランティアがその後、移動支援のヘルパーになったという事例もあるため、八王子市が単独の事業として実施するのではなくても、ボランティアの余暇支援に対して場所の提供をするなどといったことも含めて、「福祉サービスにない余暇支援等の事業について検討します。」は残してもよいと思う。

(小林ますみ委員)

障害児への支援では、児童発達支援センターの活用が一番重要になってくるのではないかと。乳幼児期から、きちんとした支援を受けることが大切になってくる。また、親にとっても、障害の受容ができないなど、多くの問題を抱えている時期でもあるため、児童発達支援センターの相談機能や発達支援、福祉制度や専門家につながる支援、があれば親子共に助かるのではないかと。そういった機能及び市としての情報発信をする体制をつくってほしい。

(我妻委員)

新計画では障害児支援という新たな分野が新設されたが、保健福祉サービスの分野の中に、小児医療や小児療育といったものが残っているが、これはどういった意図なのか。

(事務局)

考え方としては、障害児に特有の支援については障害児支援に分類し、子どもから大人まで全ての年齢で対象となるものに関しては、従来の枠組みに残している。精査が足りない部分もあるかもしれないため、事務局で検討したい。

(恒川委員)

「介護を行う家族支援の充実」において、「現状」で「精神的な疲労で困憊したり」という文言が入っているが、それを受けて「レスパイト機能の充実」という施策につながってくるのだと思う。しかし、現状として自分を責めてしまうなど、精神的に疲れている親が多く、親に対する心理カウンセリングといった機能が必要になってくると思う。そういったものは「介護を行う家族支援の充実」の中に含まれてくるのか。

（事務局）

家族の心理的なケアについては、「ライフステージに即した支援の充実」における「障害者の家族に対して、ライフステージに即した福祉、保健、医療、教育、労働との連携による相談先の明確化、相談支援体制の周知・拡充を図ります」に含まれている。

（大須賀委員）

「障害児の放課後活動（余暇支援）の充実」において、新計画の「現状」（案）では「放課後等デイサービスの数が増加しているが、十分とは言えない。」となっているが、現状として医療ケアを伴う放課後等デイサービスは、八王子市内に1か所しかない。支援学校に通うのが難しいのならば、地域の放課後等デイサービスに通うようにと、小児科の医師からアドバイスを受ける事例もあり、施策の中に「障害児（医療ケアを必要とする）のための放課後等デイサービスを検討します。」というものをに入れてほしい。

（事務局）

その点が課題であるということは事務局としても認識している。市の施策として行うのか、国の制度に課題があるため、国に働きかけをするということも含めて、表現については調整を行いたい。

事務局より障害者計画第4章「施策の展開」の「1. 安心して暮らせるまちづくり」「（2）住まいの確保と整備」「（3）福祉施設の整備」について、説明があった。

（龍崎委員）

視覚障害者のグループホームをつかってほしいという希望者が多い。高齢者の施設で、障害者がいじめられるという現状を目にしたことがある。同じ障害の人が集まるグループホームをつかってほしい。

（事務局）

要望については、グループホームの整備を行っている事業者に伝える。

(土居委員)

施策項目の「グループホームの拡充」の中に、自立支援協議会による調査報告書の提言の内容を入れてほしい。また、アンケート調査の自由意見の中に、グループホームでの土日の対応に関する要望が何件かあり、市の指導監査でグループホームの質的な部分をどう担保していくのかについても、検討が必要になってくる。他市ではグループホームの欠員状況を、市で把握しているところもあるため、今後そういった連携やネットワークについても検討する必要がある。

(大須賀委員)

自立支援協議会の提言の中で様々な課題について記載してある。グループホームに対する第三者によるチェック体制の整備や、身体障害者を対象としたグループホームについては、八王子市内に2か所しかなく、バリアフリー設備や建物については市が支援できる体制づくりが必要になってくる、といったことが提言されている。障害の重い人たちを対象としたグループホームが整備されてくれば、地域生活支援や施設移行にもつながるため期待している。「拡充を図ります。」以外にも、施策内容を盛り込むようにしてほしい。

(事務局)

事務局で案をつくりながら、大須賀委員と調整して進めていきたい。

3. その他

(山崎委員)

9月24日の八王子市議会でも手話言語法（仮称）制定を求める意見書が採択された。12月の閣議決定を目指して国に働きかけていく。皆さんの協力に感謝したい。

事務局より、次回の日程について10月14日（火）9:00からと報告があった。

4. 閉会

いじょう
(以上)